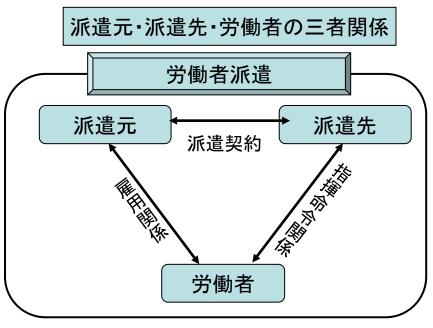
## 労働者派遣制度・職業紹介事業の概要

平成24年11月26日 厚生労働省 職業安定局 派遣•有期労働対策部 需給調整事業課

# 労働者派遣制度の概要

### 〇 労働者派遣とは

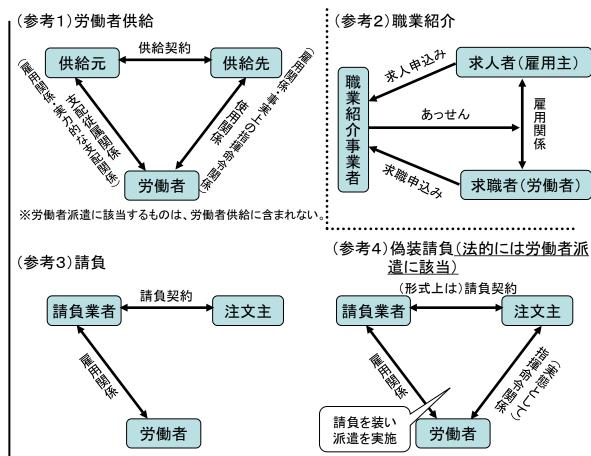
労働者派遣:自己の雇用する労働者を、当該雇用関係の下に、かつ、他人の指揮命令を 受けて、当該他人のために労働に従事させること。(労働者派遣法第2条第1項)



#### ※労働者派遣契約(派遣契約)

派遣元事業主と派遣先との間で、派遣労働者が従事する業務の内容、派遣就業の場所、労働者派遣の期間等の 一定事項を定める。

労働者派遣契約の締結に際し、派遣先が、面接、履歴 書の送付を受ける等の派遣労働者を特定することを目的 とする行為を行うことは禁止。



- ※ 労働者供給については、職業安定法の規定により業として行うことが禁止されている。
- ※ 労働者派遣は、従来の労働者供給の一形態に当たるものであるが、労働者派遣法により、一定のルールのもとに適法に 2 事業として行えることとなったもの。

### ○ 労働者派遣制度の概要(適正な事業運営に関して①)

★:平成24年の法改正により追加

#### 1 派遣禁止業務

①<u>港湾運送業務</u>、②<u>建設業務</u>、③<u>警備業務</u>については、労働者派遣事業を行うことができない。また、④病院等における<u>医療関連業務</u>については、紹介予定派遣の場合、産前産後休業、育児休業、介護休業等を取得する労働者の業務の場合等(医業については、これらのほか、就業場所がへき地である場合等)に限って行うことが可能。

#### 2 許可・届出制

特定労働者派遣事業(派遣労働者が常用雇用労働者のみである場合) ⇒ 届出制

- 一般労働者派遣事業(特定労働者派遣事業以外の派遣形態) ⇒ 許可制
- ※) 一般労働者派遣事業の許可制は、事業主単位(新たな事業所の設置は届出で可)。許可の有効期間は、新規3年、更新5年。

#### 3 日雇派遣の原則禁止

①・②のいずれかに該当する場合を除き、日雇労働者(日々又は30日以内の期間を定めて雇用する労働者)についての労働者派遣を行うことは禁止。

- ①日雇派遣の例外「業務」(いわゆる17.5業務)
  - 〇 ソフトウェア開発
- デモンストレーション

〇 機械設計

- 〇 添乗
- 〇 事務用機器操作
- 〇 受付・案内
- 〇 通訳、翻訳、速記
- 研究開発 ○ 事業の実施体制の企画、立案

○ 秘書

〇 事業の失心体制の正理

〇 ファイリング

○ 書籍等の制作・編集

〇 調査

〇 広告デザイン

〇 財務処理

- O OAインストラクション
- 〇 取引文書作成
- セールスエンジニアの営業、金融商品の営業

- ② 日雇派遣の例外の「場合」
  - → 日雇労働者が以下のいずれかに該当
  - ・60歳以上の者
  - ・雇用保険の適用を受けない学生(いわゆる「昼間学生」)
  - ・副業として従事する者(生業収入が500万円以上の者に限る。)
  - ・主たる生計者以外の者(世帯収入が500万円以上の者に限る。)

### ○ 労働者派遣制度の概要(適正な事業運営に関して②)

#### 4 離職後1年以内の労働者派遣の禁止

 $\star$ 

ある事業者を離職した労働者を離職後1年以内に当該事業者へ派遣労働者として派遣すること、当該事業者が派遣労働者として受け入れることを禁止。

※) 60歳以上の定年退職者は禁止対象から除外。

#### 5 派遣受入期間の制限

- (1) 派遣先が同一の業務((2)①~⑤の業務を除く。)に派遣を受け入れることができる期間は、原則1年(最長3年(※)) に制限。
  - ※)1年を超える派遣を受けようとする場合は、派遣先の労働者の過半数で組織する労働組合等に対し、派遣を受けようとする業務、期間及び開始予定時期を通知し、十分な考慮期間を設けた上で意見聴取を行った上で、派遣受入期間を定めることが必要。
- (2) 派遣受入期間の制限がない業務
  - ① ソフトウェア開発等の政令で定める業務(いわゆる「26業務」) ② 3年以内のいわゆる「有期プロジェクト」業務
  - ③ いわゆる「日数限定業務」(1か月間に行われる日数が、派遣先の通常の労働者の所定労働日数の半分以下かつ10日以下の業務)
  - ④ 産前産後休業、育児休業等を取得する労働者の業務
- ⑤ 介護休業等を取得する労働者の業務

#### 6 関係派遣先への派遣制限

派遣割合



一事業年度における関係派遣先(※)への派遣割合を8割以下に制限。

(全派遣労働者のグループ企業での総労働時間ー 定年退職者のグループ企業での総労働時間)

全派遣労働者の総労働時間

※)関係派遣先とは、派遣元事業主の親会社・派遣元事業主の親会社の子会社をいう。(連結決算導入の場合には連結決算の範囲で判断、それ以外の場合には外形基準(持株基準等)で判断)

### ○ 労働者派遣制度の概要(適正な事業運営に関して③)

#### 7 労働契約の申込み義務

- (1) 以下の場合、派遣先は派遣労働者に対する労働契約の申込みが義務付けられる。
  - ア) 派遣受入期間の制限のある業務(5(2)①~⑤以外の業務)について、派遣受入期間の制限への抵触日以降も、 派遣労働者を使用しようとする場合
  - イ)派遣受入期間の制限のない業務(5(2)①~⑤の業務)について、同一の業務に同一の派遣労働者を3年を超えて受け入れており、その同一の業務に新たに労働者を雇い入れようとする場合(無期雇用の派遣労働者は申込み 義務の適用対象外★)
  - ※)なお、派遣受入期間の制限のある業務については、(1)ア)のほか、1年以上同一の業務に同一の派遣労働者を受け入れており、派 遣の受入れ終了後、当該業務に新たに労働者を雇い入れようとする場合に係る雇用の努力義務がある。
- (2) 労働契約の申込み義務に違反する派遣先には指導・助言・勧告・公表。

#### 8 派遣先の都合による派遣契約の中途解除時の措置

派遣先は、派遣先の都合により派遣契約を解除する場合には、派遣労働者の新たな就業機会の確保や休業手当等の支払いに要する費用の負担等の措置を講じなければならない。

※)併せて、派遣契約に、派遣契約の解除時に講ずる派遣労働者の新たな就業機会の確保、休業手当等の支払いに要する費用 の負担等に関する事項を盛り込む必要がある。

#### 9 労働契約申込みみなし制度(平成27年10月1日より施行)

 $\star$ 

\*

違法派遣が行われた時点で、派遣先がその派遣労働者に労働契約を申し込んだものとみなす。

【労働契約申込みみなし制度の対象となる「違法派遣」】

・ 労働者派遣の禁止業務に従事させた場合

- ※禁止業務→港湾運送業務・建設業務等
- ・ 無許可・無届の派遣元事業主から労働者派遣を受け入れた場合
- 派遣可能期間を超えて労働者派遣を受け入れた場合
- ・ いわゆる偽装請負の場合(請負等の名目で、派遣契約を締結せずに労働者派遣を受け入れた場合)

### ○ 労働者派遣制度の概要(派遣労働者の保護に関して①)

#### 10 マージン率等の情報提供

\*

派遣元事業主に対し、事業所ごとの派遣労働者の数、派遣先の数、労働者派遣に関する料金額と派遣労働者の賃金額の差額の派遣料金に占める割合(いわゆるマージン率)、教育訓練に関する事項等の情報提供を義務付け。

マージン率 = (労働者派遣に関する料金額の平均額 - 派遣労働者の賃金額の平均額) 労働者派遣に関する料金額の平均額

#### 【情報提供すべき事項】

① 派遣労働者の数

- ② 派遣先の数
- ③ マージン率
- ④ 教育訓練に関する事項
- ⑤ 労働者派遣に関する料金額の平均額 ⑥ 派遣労働者の賃金額の平均額 ⑦ その他参考となる事項

#### 11 待遇に関する事項等の説明



派遣元事業主に対し、派遣労働者として雇用しようとする労働者への「派遣労働者として雇用した場合の賃金額の見込み」等についての説明を義務付け。

#### 【説明すべき事項】

- ① 派遣労働者として雇用した場合における賃金額の見込みその他の待遇に関する事項
- ② 事業運営に関する事項 ③ 労働者派遣制度の概要

#### 12 労働者派遣に関する料金額の明示

派遣元事業主に対し、派遣労働者への「労働者派遣に関する料金額」の明示を義務付け。(雇入時・派遣開始時・派遣料金額の変更時に明示が必要)

### ○ 労働者派遣制度の概要(派遣労働者の保護に関して②·その他)

#### 13 均衡を考慮した待遇の確保

- · 派遣元事業主に対し、派遣労働者と同種の業務に従事する派遣先の労働者等との均衡を考慮した賃金決定や、教育訓練・福利厚生の実施等への配慮を義務付け。
- 派遣先事業主に対し、派遣元事業主の求めに応じた派遣元事業主への協力を努力義務化。

#### 14 有期雇用派遣労働者等の無期雇用への転換推進措置

派遣元事業主との雇用期間が通算して1年以上である有期雇用の派遣労働者について、労働者本人の希望に応じ、 無期雇用への転換推進措置(※)を講ずるよう、派遣元事業主に対して努力義務化。

 $\star$ 

※ ①無期雇用の派遣労働者又は無期雇用の通常の労働者として雇用する機会の提供、②紹介予定派遣の対象とすることで直接雇用を推進、③無期雇用の労働者への転換を推進するための教育訓練等の実施

#### 15 紹介予定派遣

労働者派遣のうち、派遣元事業主が派遣労働者・派遣先に対して職業紹介を行うことを予定しているもの。

- ※ 一定の労働者派遣の期間を経て、直接雇用に移行することを念頭に行われる。
- ※ 紹介予定派遣の場合、面接、履歴書の送付要請等の派遣労働者を特定することを目的とする行為を行うことができる。
- ※ 同一の派遣労働者の紹介予定派遣は6か月を超えてはならない。
- ※ 紹介予定派遣を受けた派遣先が、職業紹介を希望しなかった場合又は派遣労働者を雇用しなかった場合は、その理由を派遣元 事業主に明示。(派遣元事業主は、派遣労働者に明示。)

### ○ 労働者派遣制度の概要(派遣労働者の保護に関して③・その他)

#### 16 その他派遣元事業主・派遣先の講ずべき措置

#### (1) 派遣元事業主の講ずべき措置

上記に加え、派遣元事業主に対し、個人情報の保護、適正な派遣就業の確保、派遣元責任者(製造業務に派遣する場合は専門の責任者)の選任、派遣元管理台帳の作成、記載等を義務付け。

#### (2) 派遣先の講ずべき措置

上記に加え、派遣先に対し、適正な派遣就業の確保、派遣先責任者(製造業務に派遣を受け入れる場合は専門の責任者) の選任、派遣先管理台帳の作成、記載等を義務付け。

#### (3) 労働基準法等の適用に関する特例等

労働基準法、労働安全衛生法等の適用については、原則として派遣中の労働者を雇用している派遣元の使用者が責任を負う立場にあるが、派遣中の労働者の保護に欠けることのないようにする観点から、一定の規定についてその責任を派遣元及び派遣先の事業主に分配。

#### 17 相談•援助、指導監督等

#### (1) 相談•援助等

違法事案に対する派遣労働者等の申告(当該申告を理由とする不利益取扱いの禁止)、公共職業安定所による派遣労働者等に対する相談・援助、労働者派遣事業適正運営協力員による専門的な助言

#### (2) 指導監督等

違法事案等に対する都道府県労働局による指導・助言、改善命令等

### 〇 派遣受入期間の制限について

業務によって、派遣先が同一の業務に派遣を受け入れる期間に制限を設けている。

業務	派遣受入期間の制限
物の製造、軽作業、一般事務など	原則1年間 (過半数労働組合等の意見を聴いた上で、 3年間まで延長できる。)
いわゆる「26業務」など(※)	なし

#### ※その他派遣受入期間の制限がないもの

- 3年以内の有期プロジェクト業務
- 日数限定業務(1か月の勤務日数が通常の労働者の半分以下かつ10日以下)
- 産前産後休業、育児休業等を取得する労働者の業務
- 介護休業等を取得する労働者の業務

#### 【参考】いわゆる「26業務」

○建築物清掃 ○ソフトウェア開発 ○財務処理 ○書籍等の制作・編集 ○建築設備運転、点検、整備 ○機械設計 ○取引文書作成 ○広告デザイン ○駐車場管理等 ○事務用機器操作 ○デモンストレーション ○インテリアコーディネーター ○通訳、翻訳、速記 ○添乗 ○セールスエンジニアの営業、金 ○アナウンサー ○受付・案内 融商品の営業 ○秘書 ○テレマーケティング ○ファイリング ○研究開発 ○放送機器等操作 ○放送番組等の大道具・小道具 ○調査 ○事業の実施体制の企画、立案 ○放送番組等演出 ○水道施設等の設備運転等

### 〇 いわゆる「26業務」とは

〇取引文書作成

「その業務を迅速かつ的確に遂行するために専門的な知識、技術又は経験を必要とする業務」あるいは、「その業務に従事する労働者について、就業形態、雇用形態等の特殊性により、特別の雇用管理を行う必要があると認められる業務」として政令で定める業務

●駐車場管理等 ○ソフトウェア開発 ○デモンストレーション OOAインストラクション ●インテリアコーディネーター 〇機械設計 〇添乗 〇セールスエンジニア ●アナウンサー 〇事務用機器操作 の営業、金融商品の 〇受付•案内 ●テレマーケティング ○通訳、翻訳、速記 〇研究開発 営業 ●放送番組等の大道具・小道 ○事業の実施体制の 〇秘書 ●放送機器等操作 具 〇ファイリング 企画、立案 ●放送番組等演出 ●水道施設等の設備運転等 ○調査 ●建築物清掃 ○書籍等の制作・編集 〇広告デザイン ●建築設備運転、点 ○財務処理

※ 〇は日雇派遣の例外となる業務(いわゆる「17.5業務」)

○ もともと1999年(平成11年)改正で派遣可能業務が原則自由化(ネガティブリスト化)される以前は、労働者派遣を行うことができる業務が、これらの業務に限定されていた。

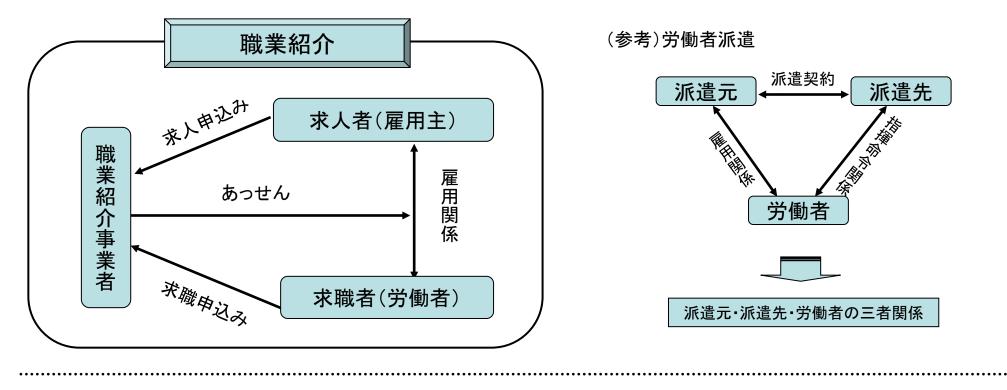
検、整備

○ 派遣可能業務の原則自由化に伴い、新たに派遣可能となったこれらの業務以外の業務については、派遣可能期間が1年(平成15年改正で最長3年に延長)に、これらの業務については、派遣可能期間の制限を受けないこととなった。

## 職業紹介事業の概要

### 〇 職業紹介とは

職業紹介:求人及び求職の申込みを受け、求人者と求職者の間の雇用関係の成立をあっせんすること(職業安定法第4条第1項)



無料の職業紹介: 職業紹介に関し、いかなる名義でも、その手数料又は報酬を受けないで行う職業紹介 (職業安定法第4条第2項)

有料の職業紹介:無料の職業紹介以外の職業紹介(職業安定法第4条第3項)

### 〇 職業紹介事業の概要(1)

#### 1 取扱職業の範囲

- (1) 有料職業紹介
  - ①港湾運送業務に就く職業、②建設業務に就く職業以外の職業について行うことができる。
- (2) 無料職業紹介(職業紹介に関し、いかなる名義でも、その手数料又は報酬を受けないで行う職業紹介 特段の制限なし

#### 2 許可・届出制

- (1) 有料職業紹介事業については許可制 (許可の有効期間は、新規3年、更新5年)
- (2) (3)以外の無料職業紹介事業については許可制 (許可の有効期間は、5年)
  - (1)及び(2)については、以下の基準に適合していると認められる場合に申請が許可される
  - ① 申請者が、当該事業を健全に遂行するに足りる財産的基礎を有すること
  - ② 個人情報を適正に管理し、及び求人者、求職者等の秘密を守るために必要な措置が講じられていること
  - ③ ①、②のほか、申請者が当該事業を適正に遂行できる能力を有すること
  - ※ (1)及び(2)の許可制については、事業主単位(新たな事業所の設置については届出で可)
- (3) 以下の無料紹介事業については届出制
  - ① 学校等が、学生生徒等を対象にして行うもの
  - ② 農協、商工会議所、商工会等の特別の法律により設立された法人が、構成員等を対象にして行うもの
  - ③ 地方公共団体が、自らの施策に関する業務に附帯して行うもの
- (4)有料職業紹介事業者は、事業所毎の当該業務に係る事業報告書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない(法第32条の16第1項)

### 〇 職業紹介事業の概要(2)

#### 3 手数料

- (1) 求人者から徴収する手数料
  - ① 上限(※)以下の手数料を徴収する場合は届出不要。
    - (※) 職業紹介手数料:紹介した労働者の6ヶ月の賃金の10.5% 求人受付手数料:670円
  - ② 手数料を徴収する場合は、手数料の種類、額等を定めた手数料表を厚生労働大臣に届出。
    - (※) ただし、特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものである場合及び手数料の種類、額その他手数料に関する事項が明確に 定められていないことにより、当該手数料が著しく不当であると認められる場合には、厚生労働大臣は変更を命ずることができる。
- (2) 求職者から徴収する手数料
  - ① 職業紹介手数料 原則として徴収禁止。

以下の職業に係る求職者から、6ヶ月の賃金の10.5%以下の手数料の徴収のみ可能。

- 芸能家・モデル
- 年収700万円超の科学技術者・経営管理者・熟練技能者
- ② 求職受付手数料

原則として徴収禁止。

芸能家、家政婦(夫)、配ぜん人、調理士、モデル又はマネキンの職業に係る求職者から、670円以下の手数料(1ヶ月3回まで)のみ徴収可能。

### 〇 職業紹介事業の概要(3)

#### 4 労働者保護や需給調整の円滑化のためのルール

- (1) 職業紹介事業者等による個人情報の適正管理、秘密の厳守等
  - ① 業務の目的の達成に必要な範囲内で求職者等の個人情報を収集、保管及び使用
  - ② 業務に関して知り得た個人情報の漏洩の禁止
  - ③ 業務上取り扱ったことについて知り得た秘密の漏洩の禁止(罰則あり)
- (2) 労働条件等の文書明示賃金、労働時間等の基本的な労働条件等の文書明示
- (3) 求職者の能力に適合する職業の紹介 求職者の能力及び求人者の雇用条件に適合する職業紹介を行う
- (4) 職業紹介責任者の選任苦情処理、個人情報等の管理、業務の運営・改善等を統括する者を選任
- (5) 指針

職業紹介事業者が均等待遇、労働条件等の明示、求職者等の個人情報の取扱い、職業紹介事業者の責務等に関 して適切に対処するための指針を厚生労働大臣が公表

(6) 事業報告

毎年、有料の職業紹介事業を行う事業所ごとの当該事業に係る求職者の数、職業紹介に関する手数料の額その 他職業紹介に関する事項を記載する事業報告を作成し、厚生労働大臣に提出。

(7) 官民協力

公共と民間との間の雇用情報、職業紹介についての相互協力の推進